

研究活動不正行為に対する措置に関する検討委員会について

1 趣旨

研究活動における不正行為への対応指針（平成 29 年 7 月 3 日内閣府食品安全委員会事務局長決定）のⅥに基づき、食品健康影響評価技術研究委託費を活用した研究に関する結果報告及び論文作成に係る不正行為が行われたと認定された場合に当該研究不正行為に関する被認定者への措置を検討する「研究活動不正行為に対する措置に関する検討委員会」（以下「委員会」という。）を内閣府食品安全委員会事務局に設置する。

2 構成

委員会の構成員は、研究不正行為についての的確な判断を行うために必要な知見を有し、被認定者や研究不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない有識者のうちから、食品安全委員会事務局長が委嘱するものとする。

具体的には、以下の 3 名から構成する。

【委員】

- ・ 笹川千尋氏（千葉大学真菌医学研究センター長）
- ・ 三木浩一氏（慶応義塾大学名誉教授）
- ・ 渡邊治雄氏（（公社）黒住医学研究振興財団理事長）

3 その他

座長の選出、会議の公開等委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で決定する運営要領で定める。